

# 指定管理者の選定結果

## 笠間クラインガルテンに係る指定管理者選定結果

### 1 施設概要

- (1) 名称 笠間クラインガルテン
- (2) 所在地 笠間市本戸4258
- (3) 設置目的 地域農業と観光農業の振興及び市民と都市住民との交流を図ること
- (4) 設置根拠 笠間クラインガルテンの設置及び管理に関する条例
- (5) 敷地面積 38,650m
- (6) 施設の概要等 ①農園施設及びクラブハウス並びにそれらに付随する施設  
②農産物販売所  
③そば処
- (7) 施設所管課 産業経済部 農政課

### 2 主な募集内容

- (1) 指定期間 平成26年8月1日から平成28年3月31日まで
- (2) 管理運営業務 ① 宿泊施設付き市民農園50区画及び市民農園50区画に関する業務  
② クラブハウスに関する業務  
③ 多目的交流施設に関する業務  
④ 農産物加工施設に関する業務  
⑤ 炭焼き施設に関する業務  
⑥ 笠間クラインガルテン周辺の農業体験施設及び農園等との連携に関する業務  
⑦ 農産物販売所に関する業務  
⑧ そば処に関する業務  
⑨ その他、クラインガルテンの管理運営に必要な業務
- (3) 管理経費 管理運営業務の対価として、指定管理者に対して年度協定書において定めた指定管理料を支払う。

### 3 募集経過

- (1) 募集概要  
公募・非公募の別 非公募
- (2) 募集結果  
申請団体 常陸農業協同組合

### 4 選定経過

施設所管課による選考の後、笠間市公の施設指定管理者選定審議会で審議を行い、施設所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて指定管理者候補者を選定した。

#### (1) 選定基準

募集要項で提示した、選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審査項目		基準点
① 公の施設の運営において利用者の平等な利用が確保されるものであること。	市民の平等利用が確保されているか。	30
	利用者本位のサービスが提供されているか。	
② 公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	施設の設置目的や性格を十分理解した計画の内容か。	20
	適切な施設の維持管理が確保されているか。	
	利用者の増に向け適切な計画を有しているか。	

③	公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	効率的な管理運営が行われるか。	20
		安定した経営基盤を有しているか。	
④	公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	効果的・効率的な管理運営の体制か。	30
		収支計画は妥当か。	
		類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。	
		指定管理業務に必要な相当の知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。	
		適切に個人情報を管理できるか。	
合		計	100

(2) 施設所管課の選考

申請書類審査，申請団体からのヒアリング等により，選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

- ① 日 時 平成26年7月23日（水）から30日（水）
- ② 審議会委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ③ 審議委員 8名  
(申請団体の役員を構成する立場にある委員1名について，審議から除斥)

イ 審議経過

申請書類審査，事務局による現指定管理者の指定取消申出，申請団体の概要，事業計画等及び施設所管課による選考結果の説明の後，選定基準に基づき，各委員において総合的な評価を行った。

ウ 採 決

笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により，審議会の議事は，出席した委員の過半数で決することとしていることから，選定基準に基づく各委員の総合的な評価について採決を行った。採決結果は次のとおり。

指定管理者候補者として 適当と判定した委員数	指定管理者候補者として不 適当と判定した委員数
7	0

※ 評価傾向

- ・ 12項目ある審査項目中，「施設の設置目的や性格を十分理解した計画の内容か。」「安定した経営基盤を有している。」など7項目について，過半数の委員に優れていると評価し，そのうち「類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。」については，全委員が優れている又は非常に優れていると評価した。

エ 審議結果

茨城中央農業協同組合の指定管理者指定を平成26年7月31日に取り消し，平成26年8月1日に設立される常陸農業協同組合を平成26年8月1日から残期間である平成28年3月31日までを指定期間とする，笠間クラインガルテンの指定管理者候補者として適当であると判断した。

○付帯意見 特になし。

5 選定結果

指定管理者候補者名	常陸農業協同組合
主な選定理由	当該施設の現指定管理者である茨城中央農業協同組合が、平成26年8月1日の4農業協同組合との合併に伴い解散し、合併前の事業は合併後の常陸農業協同組合に継承される。 合併後の常陸農業協同組合については、より強固な経営基盤と組織体制を有するとみられ、より適切な施設の管理運営が可能と評価できたため。

6 指定管理者の指定

平成26年8月1日から平成26年9月30日までを指定期間とする指定管理者候補者について、議会を召集する時間的余裕がないため、専決処分（平成26年8月1日）により指定管理者に指定した（平成26年8月1日告示）。

指定管理者の指定をした日	平成26年8月1日
公の施設の名称	笠間クラインガルテン
指定管理者に指定した団体の名称及び事務所の所在地	常陸農業協同組合 茨城県常陸太田市山下町3889番地
指定管理者の指定の期間	平成26年8月1日から平成26年9月30日まで

平成26年10月1日から平成28年3月31日までを指定期間とする指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決（平成26年9月19日）を経て、指定管理者に指定した（平成26年9月19日告示）。

指定管理者の指定をした日	平成26年9月19日
公の施設の名称	笠間クラインガルテン
指定管理者に指定した団体の名称及び事務所の所在地	常陸農業協同組合 茨城県常陸太田市山下町3889番地
指定管理者の指定の期間	平成26年10月1日から平成28年3月31日まで

(別添)

## 笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿

○笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第3条第1項第1号に規定する委員

(任期：H24.10.8～H26.10.7)

	委員名	備考
1	いしかわ たけじ 石川 武次	民間委員
2	こまつぎき ひとし 小松崎 均	民間委員
3	すずき こ 鈴木 くに子	民間委員
4	ながい ひろこ 永井 博子	民間委員
5	ありち かつや 有地 克也	民間委員

○笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第3条第1項第2号に規定する委員

	委員名	備考
1	くすみ しのぶ 久須美 忍	笠間市副市長（会長）
2	はしもと まさお 橋本 正男	笠間市市長公室長
3	しおはた まさし 塩畑 正志	笠間市総務部長
4	そのべ たかお 園部 孝男	笠間市教育委員会教育次長